



あたく あかねさん / 昭和57年2月生まれ / 津別町役場(中央公民館)勤務

青春

くろーずあっぷ

今年4月から町職員として中央公民館に勤務している安宅あかねさん。生涯学習課社会教育グループに所属し、事務全般や海外研修事業などに携わっています。

胆振管内壮瞥町出身の安宅さんは、東海大学第四高等学校から北海道教育大学釧路校に進学。大学では体育や野外活動などを通じた生涯教育を専攻しました。

卒業後はいくつかの仕事を経た後、青年海外協力隊員として、2年間アフリカ南東部のマラウイ共和国で活動しました。

「マラウイでは、教員志望の学生たちに体育授業について指導しました。もともと人見知りする性格でしたが、現地で活動する上では積極的なコミュニケーションが不可欠だったので、自分自身も成長できたと思います」と、2年間の貴重な経験を振り返ります。

小学生のときに始めた剣道は4段の腕前。週に一度、町の剣道少年団の子どもたちを指導していますが、今は団員が4人しかいないため、新たな剣士を求めているそうです。

知温故

【438】

営林署勤務42年

荒川 博明さん



あらかわ ひろあきさん / 昭和18年2月、美幌町生まれ / 71歳 / 旭町在住

「上里から森林鉄道で材木が運ばれていた時代には、直径1・2メートルほどのエゾマツの天然木も珍しくなかったですよ」と話す荒川博明さん。営林署一筋に勤め上げ、長く津別の豊かな山林を見つめてきました。

美幌町生まれの荒川さんは、北見北斗高等学校を卒業後、津別営林署に勤めます。昭和36年のことでした。当初は柏町の貯木場で原木の計測などにあたりましたが、やがて上里の山中にあった製品事業所の管理・運営を担当。職員と現場の作業員を

「上里から森林鉄道で材木が運ばれていた時代には、直径1・2メートルほどのエゾマツの天然木も珍しくなかったですよ」と話す荒川博明さん。営林署一筋に勤め上げ、長く津別の豊かな山林を見つめてきました。

当時の津別は活気があり、週末の飲屋街などは多くの若い人で賑わっていたそうです。

その後、昭和44年に営林署に戻り、経理畑一筋で奮闘。労働組合の活動では、山林作業員の雇用条件や労働環境の改善に力を尽くしました。

平成15年に定年退職してから、自治会活動を通じて地域に貢献されています。現在は、旭町第1自治会長を務めることも、自治会連合会の副会長として住民と行政の橋渡し役を担っています。

中でも気にかけているのは自主防災組織の充実で、災害の際の役割分担など、行政と連携したきめ細かな対応を模索しています。「津別は災害が少ないため、実感が湧きにくいと思いますが、いざというときの備えは重要だと思っています」。

荒川さんの趣味は、退職後に始めたというゴルフ。健康維持と楽しみを兼ねてシーズン中はなるべくコースに出るようになっているそうです。地域で開催される大会にも積極的に参加しています。

暮らしを支える

税

納付のお忘れは
ありませんか？

10月1日までに、町道民税の1期2期、固定資産税1期から3期、国民健康保険税の1期から4期、軽自動車税全期分の納期限が到来しています。役場から届いている納付書を確認していただき、納期限が過ぎて納付を忘れていたものがありましたら、至急納付をお願いします。

納期限を過ぎますと延滞金の計算の対象となり、納付する税額や納付日より、本税のほかに『延滞金』も納めていただくこととなります。

納期限後、納付されていない税があると『督促状』を送付しますが、それでもなお納付せず、そのまま放置しておくと、給与、預貯金、財産等の差押をするようになります。そのようなことにならないためにも、納期限内の納付をお願いします。

また、納期限までに納付できない方は、そのまま放置せず、役場収納担当で納税相談されるようお願いいたします。

口座振替制度を利用されている方は、通常は月末(郵便局は25日)引落しになっていますので、振替日前までに口座の残高の確認をお願いします。残高不足で口座振替ができない場合は、納付書(役場収納担当で再発行)で納付していただくこととなります。

津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

平成26年度
2回目

町では、『津別町人づくり・まちづくり活動支援事業』として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティー活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

募集期間 平成26年10月1日(水)～

今年度の予算額が残りわずかとなりましたので、申請を予定されている方は、早めに申請願います。

- 人づくり活動支援事業 対象...町民が国内外で研修する事業
補助額...補助対象経費の1/2以内(限度額:国内8万円、国外20万円)
- まちづくり活動支援事業 対象...町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業
(過去に申請した団体でも別事業での申請が可能になりました)
補助額...補助対象経費の総額以内(限度額:100万円 下限額5万円)
- 事業の承認 申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます(プレゼンテーション)。そこでの審査の結果、事業が採択されます。

参考(過去に採択された事業)

《人づくり事業》JA北海道女性協議会海外視察研修、指導者養成事業(プロンズライセンスセミナー受講)、森林セラピスト資格認定講習会、エコタウン先進事例調査、有機酪農先進地視察研修事業、全道SRUニュージーランド先進地視察、台湾二水郷視察研修事業、林業先進地視察、津別町玉葱振興会青年部道外視察研修、津別町ラグビーチームサポータークラブ視察研修、先進地視察研修ニュージーランド、ウィルダネスファーストエイド野外、災害救急法
《まちづくり事業》ものそとFORUM、つべつHappyママプロジェクト、楽ガキコンパネ祭りin相生2014、ピストロGROW

申請及び問い合わせ先 住民企画課 住民企画グループ ☎76-2151(内線215)